

全 員 協 議 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年3月5日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（33名）

議 長	白 石 英 行
副 議 長	田 中 香 澄
議 員	のぐち けんたろう
議 員	吉 村 美 紀
議 員	松 平 雄一郎
議 員	宮 野 ゆみこ
議 員	ほかり 吉 紀
議 員	依 田 翼
議 員	高 山 かずひろ
議 員	石 沢 のりゆき
議 員	千 田 恵美子
議 員	浅 川 のぼる
議 員	豪 一
議 員	山 田 ひろこ
議 員	宮 本 伸 一
議 員	沢 田 けいじ
議 員	海 津 敦 子
議 員	宮 崎 こうき
議 員	たかはま なおき
議 員	小 林 れい子
議 員	金 子 てるよし
議 員	市 村 やすとし
議 員	田 中 としかね

議 員	名 取 顕 一
議 員	松 丸 昌 史
議 員	岡 崎 義 顕
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	品 田 ひでこ
議 員	浅 田 保 雄
議 員	高 山 泰 三
議 員	山 本 一 仁
議 員	板 倉 美千代
議 員	関 川 けさ子

4 出席説明員

成 澤 廣 修	区長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
渡 邊 了	危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
栗 山 仁	児童相談所開設準備担当部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者

吉 田 雄 大	教育推進部長
吉 岡 利 行	監査事務局長
横 山 尚 人	企画課長
進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
武 藤 充 輝	総務課長
榎 戸 研	区民課長
川 崎 慎一郎	アカデミー推進課長
木 村 健	福祉政策課長
篠 原 秀 徳	子育て支援課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
真 下 聡	都市計画課長
橋 本 万多良	環境政策課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
熱 田 直 道	教育総務課長
大 武 保 昭	選挙管理委員会事務局長

5 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	下 笠 由美子
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友

6 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
 - (2) 議長会の報告
 - (3) 本会議の流れ及び所要時間について
 - (4) 政治倫理について
 - (5) 一般質問
 - (6) その他
-

午後 0時58分 開会

○白石議長 それでは、時間前ですけれども、全員協議会を開会させていただきたいと思えます。

議員の出席状況ですが、全員出席をいただいております。

理事者の方においても、御出席を賜っております。

○白石議長 それでは、理事者報告、1番、訴訟関係について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 訴訟関係について、御報告申し上げます。

今回、御報告申し上げます案件は、訴えの提起が1件でございます。

文京区にお住まいの方を原告とする訴えで、1月15日付で東京地方裁判所に提起され、2月6日に訴状が送達されたものでございます。

本件は、生活保護受給者である原告が、令和6年3月分及び4月分の保護費について、同年6月から12月にかけて5回にわたって事前の予告なしに支払いを求めたものの、区がこれに応じることができなかつたため、支払いを拒絶されたと主張しているものです。

訴えの内容は、2か月分の保護費に相当する24万8,390円の支払いを区に求めるものでございます。

なお、事件の処理につきましては、特別区人事・厚生事務組合法務部へ依頼しておりますことを申し添えます。

訴訟関係についての御報告は、以上でございます。

○白石議長 よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石議長 続きまして、議長会の報告ですが、議長会総会のほうでは、報告事項でオール東京62市区町村共同事業推進会議の概要等についての報告等がございまして、協議事項としては、令和7年度の特別区議会議長会の国・都への要望活動ということで、また幹事長会を通じて皆様に御意見を頂戴してまいりたいと思っております。

清掃議会のほうにおかれましても、幾つか議案等がございましたけれども、工事請負契約等、あと給与等についてがございましたが、一番大きな課題としては、リチウムイオン電池の回収について取り組まないと火災が起きて工場が止まってしまうという、前から話してい

ますけれども、そのことや、長年議論になっている随意契約の件、そして改修工事に係る組合債の費用の工事費がどんどん広がっていくという中での今後の取扱いについて、区長会を通じて、今、様々な議論がされていますけれども、必要な工場を維持し、整理していくことも必要ではないか等々の御意見でございました。

競馬組合のほうにおいても、給与等についてのことも議案でございましたけれども、今年の売上げ的には前年度対比で104.5%という形で運営がされております。

新潟の場外馬券場については、廃止が決定をされました。

令和7年度は大井競馬場が75周年ということがありますので、様々なイベント等についてのことがまた御報告ができるかと思えます。

以上です。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石議長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間について、事務局長より説明をさせていただきます。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、3月5日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、宮本伸一議員と、たかはまなおき議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について、住民監査請求要旨について、令和6年度1月分例月出納検査結果の報告について、計3件の報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第20として、議員提出議案6号の条例案1件、追加日程第21から第25までとして、議案第78号から81号まで及び第77号の条例案4件、予算案1件、追加日程第26から第43までとして、請願審査終了分18件、追加日程第44として、教育委員会委員任命の同意について、計25件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

初めに、日程の順序を変更し、まず追加日程第20として、議員提出議案第6号の条例案1件が議題とされ、全議員提出議案ですので、提案説明及び委員会付託を省略し、直ちに簡易表決による採決となります。

次に、日程第1から第10までとして、議案第62号から第65号まで、第74号及び第75号並びに第54号から第57号までの10件が一括して議題とされ、高山泰三総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第11から第14までとして、議案第66号から第69号までの4件が一括して議題とされ、吉村厚生委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第15から第18までとして、議案第70号から第72号まで及び第76号の4件が一括して議題とされ、名取建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第19として、議案第73号の1件が議題とされ、浅川文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第21及び第22として、議案第78号及び第79号の2件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、議長が人事委員会の意見を報告し、総務区民委員会に付託となります。

次に、追加日程第23及び第24として、議案第80号及び第81号の2件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、議長が人事委員会の意見を報告し、文教委員会に付託されます。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会を開催して、議案第78号及び第79号に係る審査を行います。

総務区民委員会終了後、第一委員会室を文教委員会の仕様に変更いたしますので、総務区民委員会委員の皆様及び理事者の皆様には、速やかに御退出をお願いいたします。

設営終了後、文教委員会を開催し、議案第80号及び第81号に係る審査を行います。

再開宣告の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会、文教委員会から、それぞれ議案審査報告書が提出されますので、これを本日の日程に追加いたします。

議案第78号及び第79号の2件が一括して議題とされ、高山泰三総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、議案第80号及び第81号の2件が一括して議題とされ、浅川文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第25として、議案第77号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、予算審査特別委員会に付託されます。

次に、日程第26から第43までとして、各委員会における請願審査終了分18件が一括して議

題とされ、請願審査報告書を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

次に、追加日程第44として、「教育委員会委員任命の同意について」が議題とされ、依頼文書を書記朗読の後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、開議宣告から休憩宣告までが37分程度、再開宣告から散会宣告までは30分程度と見込んでおります。これに、休憩中の総務区民委員会、文教委員会の審査時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○白石議長 よろしいでしょうか。はい。

○白石議長 次に、政治倫理について、議題とさせていただきたいと思います。

海津議員が区民の葬儀に供花を贈った件について、公職選挙法を含めて、概要を事務局長から説明をさせていただきます。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 まず、経緯についてですけれども、令和6年4月15日以降、区民の方から、選挙区内にある者の葬儀に際し、海津議員名義の供花が飾られており、これが公職選挙法に抵触するのではないかという問合せがございました。

この件について、議長が海津議員に事実関係を確認したところ、供花を贈ったことは事実であり、贈った時点では公職選挙法に抵触することを失念していたが、指摘を受けたため、所轄の警察署に本件を申告したとの説明がありました。

その後、令和6年11月に、インターネット上に本件に関する内容が掲載されたため、改めて正副議長が海津議員にヒアリングを行うとともに、幹事長会で協議をしてまいりました。

次に、該当する公職選挙法等の規定についてですが、公職選挙法では、公職にある者は、当該選挙区内にある者に対し寄附をしてはならないと規定されており、選挙区内にある者の葬儀に供花を贈る行為は、本規定で禁止されている寄附に該当するものと考えられています。

説明は以上です。

○白石議長 区議会議員の先生方におかれましては、区民の厳粛な負託を受けた代表者として、法令、条例を遵守し、高い倫理観や見識を求められる立場であり、公職選挙法違反は、議員のみならず、文京区議会全体の信用も失墜させるおそれのある行為であります。

私としては、その行為を海津議員に確認するためにお話をお聞きさせていただきました。

海津議員は、謝罪されるとともに、自ら警察に申告をされるということでしたので、海津議員には注意を促しながら、警察等の司法の判断を見守ってこの間まいりました。

また、議員の皆様へは、幹事長会を通じて、この間行ってまいりました。

ところが、11月には、ネット上に本件に関する内容が記載され、前回の全員協議会でも議員から発言があったように、私も含めて、ほかの議員にも区民から幾つか質問が寄せられている状況になっていることから、改めてこの全員協議会の場で議題とし、情報を共有させていただくものです。

本件に関する概要については以上ですが、御発言があれば、海津議員、何かございますでしょうか。

○海津委員 特にございません。今後、気をつけてまいります。

○白石議長 そのような流れでこの間対応してきたことに、皆さんに御理解をいただきたいと思います。

今後も引き続き、司法の判断を見守りながら、皆さんとともに、このことを注意喚起として受け止めていただきたいと思います。

また、この間、様々な区民からお声もいただいておりますので、昨年12月に、政治倫理に対する勉強会も開催したところでございます。それを受けて、幹事長会では、さらにその議論を深めていこうという方向性も出ておりますので、今後とも議員の先生方には御協力と御理解のほどお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「一つだけちょっと意見……」と言う人あり）

○白石議長 豪一議員、どうぞ。

○豪一議員 前回発言したのは私なので、それについて。

私は、昨年からもう100回以上にわたって、区民からその件について言われていると。その件というのは、海津議員の件について、議会で何とかせいという御説教をいただいているのも、100回以上いただいて、もうさんざん嫌な思いをしている。に対して海津議員が、要は全員協議会に対して、私たちに言うことは何もないということに関して、ちょっとショックですね。この間、1か月近くありましたけど、海津議員から、私だったら、逆の立場だったら、豪一さん、100回以上も電話もらっているの、御迷惑かけてすみませんね、悪かったの一言ぐらいあってもいいと思う。ところが、今も海津議員は、何もないと。こっちは大分迷惑かかっていますからね。それがよく分かりました。ありがとうございます。

○白石議長　ということで、政治倫理について、皆さんと情報を共有してまいりました。

○白石議長　その他、ほかに一般質問をお持ちの方はございますでしょうか。

沢田議員。

○沢田議員　ごめんなさい。先ほどの政治倫理の御報告に関連してなんですけど、でもちょっと今後の議会運営に関わる問題だと思ったので、2点お伺いしたんですけど、まず、全員協議会の場でこうした御報告をいただくということは初めてなんじゃないかと思うんです。今後とも区民の方から同様の問合せがあった場合は、議会としては、この場での御報告のような対応をされるおつもりなのかということをまずお伺いしたいんですが。

（発言する人あり）

○白石議長　この間、この件につきましては、幹事長会を通じて、4月以降ずっと議論をしてきました。その流れの中で、当事者である議員を含めてお話を聞きながら進めてきた結果、本日の全員協議会での御報告となりました。それを御理解いただければと思います。

沢田議員。

○沢田議員　おっしゃるからには、その幹事長会での議論次第ということになるんですかね。要は、この全員協議会というのは、一応、地方自治法に規定をされている議案審査とか議会運営についての協議をする公式の場なんですよ。なので、今後のために、全員協議会でこういうものを取り扱うのかどうかということを、全員協議会の運営ルールとして、はっきりしておいたほうがいいんじゃないのかなと思ったので、今の質問をさせていただいたんですけど、方針としては、幹事長会でどういうふうに決まるかということになって……。

○白石議長　では、その全体的な運用について、佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　幹事長会につきましては、理事者報告、議会運営の打合せ及び議会運営委員会からの委任された事項の協議のために開かれますし、全員協議会については、理事者報告、それから議長会報告、連絡などのために開かれるという規定になってございます。

先ほど議長のほうからお話がありましてとおり、前回の全員協議会で豪一議員のほうから御発言があり、そのことについては、全員協議会の場で情報共有が必要という判断の下で、今回、情報共有がなされたものというふうに認識してございます。

○白石議長　沢田議員。

○沢田議員　今の御事情は分かりました。はい、理解できましたので。

もう一点なんですけど、今、議長がおっしゃったとおり、今後——おっしゃったのは、研

修の件なんですけど、そこで私もお話を伺ったとおり、文京区議会として、政治倫理条例の制定に向けて前向きに検討を進めていかれるということなんでしょうか。

○白石議長 もう一点、この間の今日に至るまでの流れの中で、幹事長会という名前も出ましたけれども、幹事長会を通じて、無所属議員の先生方にも御意見を頂戴した、議会運営上の話もございました。今後の政治倫理条例というのは、あそこにいらっしゃった講師の先生が、つくるのが望ましいという結論を皆さんにお伝えをし、その後は私たちが考えることなので、その方向性について議論を深めてまいりましょうという時点に今至っております。

その全体的な方向性としては、たたき台がないと話が進みませんので、たたき台をつくるようにというふうに私のほうに要請を受けているところですので、それができた後、どのような議論が進むかは、皆さんにお任せしていきたいと思います。

沢田議員。

○沢田議員 はい、承知しました。これはちょっと要望に近いものなんですけれども、1点だけ、倫理条例の策定に向けた検討をできるだけ公開の場でやっていただけないかというのがあって、直近だと江東区議会の例があるんですが、これは資料も会議録も議会ホームページで公開しているんですね、検討会の。そして、出来上がった条例案に対してパブコメをしたり、外部有識者の弁護士さんの意見聴取をしたりしていると。

何かというと、政治倫理の向上というのは、区民のためですから、ぜひ区民に分かりやすい条件で検討をいただきたいというお話です。

以上です。

○白石議長 御意見を賜りましたが、私としては、当然ながら、そういうような公式の場で行っていくべきものの議論であるというふうに認識しておりますので、また皆さん、幹事長会を通じて御意見を頂戴できればと思います。

たかはま議員。

○たかはま議員 今の最後の質疑のところで幹事長会を通じてとございましたが、少数会派も入れてやるべきだと主張させていただきたいと思います。全員協議会の協議会運営内規のところに、全協というのは区政全般の的確な把握及び効率的な議会運営を期するということで書いてあって、その目的にのっとった今の議題なのかなというふうに思いますので、ぜひ全議員を入れて、いいものをつくるようということで、お願いしたいと思います。

○白石議長 ちょっと御確認なんですけど、私が今、幹事長を通じてと言ったのは、幹事長会の議論を皆さん方、無所属の議員の先生方にもお伝えし、意見聴取はしているところでござい

ます。したがいまして、そういう意味での幹事長会というふうな表現だというふうに認識をしていただければと思います。

依田議員。

○依田議員 先ほどから幹事長会を通じるという話、いろいろありまして、幹事長会に出る権利のない会派の者として申し上げたいんですけれども、やはり今回、海津議員の件に関しても、その処分性のあるような話をいろいろされてきたかと思います。それに関して、こちらとしては、その問責決議に関しては、全会一致という慣例があるということで、それに意思表示する機会があったかと思うんですが、それ以外のプロセスでは一切関わることはできなかったというところは、ちょっとどうなのかなというふうに思っておりますので、もちろん内容次第だとは思いますが、やっぱり処罰をするような要素を持っている事案に関しては、少数会派も含めて、いろいろ議論をして進めていただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

○白石議長 先ほど来申し上げておりますが、幹事長会を通じて、皆さん方には御意見を頂戴しているところであるのは、お忘れないようにしていただきたいと思っております。

また、処分性のある、ないに限らず、様々な議論がなされていきますので、その点についても、無所属の先生方におかれましても御意見を頂戴していきますので、また御協力のほどをいただければと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石議長 それでは、全員協議会をこれにて閉会いたします。

午後 1時20分 閉会